

## 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款

(保険金を支払う場合)

第1条 住宅保証機構株式会社(以下「当会社」といいます。)は、この約款に従い、保険証券記載の住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)のうち、被保険者が保険対象リフォームを行った部分の瑕疵に起因して、次の各号に掲げる事由が生じた場合(以下「保険事故」といいます。)に、被保険者がリフォーム発注者に対し瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害(以下「損害」といいます。)について保険金を支払います。

- (1) 保険対象リフォームを行った部分のうち構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと。
  - (2) 保険対象リフォームを行った部分のうち雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと。
  - (3) 第1号および第2号の事由のほか、別表の「イ。」の欄に掲げる部分が、同表の「ロ。」の欄の事象を生ずるなど、保険対象リフォームを行った部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、当会社は、保険付保住宅に保険事故が発生し、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できず、リフォーム発注者から保険金請求を受けた場合において、被保険者が瑕疵担保責任を負担するべきであった損害の範囲(リフォーム発注者と住宅所有者が異なる場合には、住宅所有者からリフォーム発注者に対して修補または損害賠償の請求があったものに限り、発注者の損害とみなします。)において、この約款の規定にしたがいリフォーム発注者に対し、保険金を支払います。この場合、当会社は、この約款に基づき被保険者に対して損害を填補したものとみなします。

(用語の定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 構造耐力上主要な部分

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)(以下「住宅品確法施行令」といいます。)第5条第1項に規定する次に掲げる住宅の各部分で、保険付保住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。

- ①基礎
- ②基礎ぐい
- ③壁
- ④柱
- ⑤小屋組
- ⑥土台
- ⑦斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます。)
- ⑧床版
- ⑨屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいいます。)

(2) 雨水の浸入を防止する部分

住宅品確法施行令第5条第2項に規定する次に掲げる住宅の部分を行います。

- ①住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他建具
- ②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内面または屋内にある部分

(3) 保険対象リフォーム

この保険契約の対象として保険証券に記載された保険付保住宅（保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。）の増築（基礎の新設を伴うものを除きます。）、改築または補修工事をいいます。

(4) 工事完了確認日

被保険者がリフォーム発注者との保険対象リフォームにかかる請負契約に基づく工事を完了し、リフォーム発注者がその旨につき了解した日で、「工事完了日確認書」に記載された日をいいます。

(5) リフォーム発注者

保険対象リフォームの発注者であって保険証券記載の者をいいます。

(6) 調査費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修が必要となる場合において、補修が必要な範囲、補修の方法または補修の金額を確定するための調査費用（瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。）をいいます。

(7) 仮住居・移転費用

保険事故が発生したことにより保険付保住宅の補修を行う際に、居住者の移転が必要な場合において、保険付保住宅の補修期間中における保険付保住宅の居住者の仮住居費用および移転費用をいいます。

(8) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(9) 倒産等

被保険者が次のいずれかに当てはまる状態をいいます。

- ①破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合
- ②更生手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合
- ③瑕疵担保責任を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合
- ④銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合
- ⑤個人事業者において事業主が死亡した場合
- ⑥瑕疵担保責任を履行する能力を喪失し、個人事業主が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合
- ⑦上記①～⑥に同等もしくは準ずる状態であると判断される場合

(10) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する瑕疵をいいます。

(11) 瑕疵担保責任

被保険者がリフォーム発注者との、当会社所定の保証書による約定に基づき負担する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 415 条、第 541 条及び第 542 条並びに同法第 559 条において準用する同法第 562 条及び第 563 条に規定する担保の責任をいいます。

(12) 保険証券

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(13) 保険付保証明書

この保険契約の対象となる保険内容について記載し、リフォーム発注者に交付することを前提に、当会社が保険契約者に対して発行する書面をいいます。

(損害の範囲)

第3条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、次の費用または負担とします。

- (1) 保険事故の原因である瑕疵を補修するために被保険者が瑕疵担保責任に基づいて支出すべき直接補修に必要とされる材料費、労務費、その他の直接費用（保険対象リフォームの施工部分の瑕疵に起因する、保険付保住宅の保険対象リフォームの施工部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることにより増加した補修費用については含みません。以下同様とします。））。ただし、補修にかわり民法第415条、第541条及び第542条並びに同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規定する担保責任（以下、「損害賠償責任等」といいます。）を履行する場合には、損害賠償責任等に基づいて被保険者が負うべき負担（以下、「損害賠償金等」といいます。ただし、実際に補修を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償責任等の履行によって地位取得するものがある場合はその価格を控除します。）とします。
  - (2) 被保険者が支出した調査費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限ります。
  - (3) 被保険者が支出した仮住居・移転費用。ただし当社が事前に認めた必要かつ妥当な費用に限ります。
  - (4) 被保険者が第11条（保険事故の発生）第1項第4号の義務を履行するために支出した必要または有益な費用
  - (5) 被保険者が第12条（当社による解決）第1項の協力のために支出した費用
- 2 第1条（保険金を支払う場合）第2項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の規定中「被保険者が瑕疵担保責任に基づいて」とあるのは「リフォーム発注者が」と読み替えます。
  - (2) 前項第2号および第3号の規定中「被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」と読み替えます。

（保険金の支払方法および支払限度額）

第4条 前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について当社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故（保険対象リフォームにつき同一の被保険者について、同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおきおよび部分または補修請求の数にかかわらず）のものとし、以下同様とします。）につき、次の各号の額にそれぞれ縮小填補割合80%を乗じた額とします。

- (1) 前条第1項第1号の費用または損害賠償金等の合計額から免責金額の10万円を控除した残額
  - (2) 前条第1項第2号の費用の額
  - (3) 前条第1項第3号の費用の額
- 2 前条第1項第2号の費用について当社が前項に基づき支払う保険金の額は、1回の保険事故について、前条第1項第1号の費用の10%もしくは10万円のいずれか大きい額を限度とします。ただし、保険期間を通じて50万円を限度とします。
- 3 前条第1項第3号の費用について当社が第1項に基づき支払う保険金の額は、1保険付保住宅につき保険期間を通じて50万円を限度とします。
- 4 当社が1保険付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金は、前条第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について前3項に基づき支払う保険金の額を通算して、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- 5 当社は、前条第1項第4号および第5号の費用については、その全額を保険金として支払います。
- 6 当社が本保険証券で支払うべき保険金の額は、当社が同一事業年度（平成24年度に

においては平成24年4月2日から平成25年3月31日までとし、翌年度以降は毎年4月1日から1年間とします。以下同様とします。)に締結した住宅リフォーム保険の保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。

- 7 当社が同一事業年度の間に関会社に報告がなされたすべての事故に対して支払う保険金の額は、当社が締結した住宅リフォーム保険の保険契約により当該期間中に支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。
- 8 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、第1項の規定中「縮小填補割合80%」とあるのは「縮小填補割合100%」と読み替えます。

(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者、リフォーム発注者、保険対象リフォームにかかる建設工事、設計、工事監理等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者(これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失

(2) 保険対象リフォームにおける建材または内外装の色または模様を選択(塗装作業における塗料の色の選択を含みます。)の誤り

2 当社は、次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金を支払いません。

(1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由

(2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵

(3) 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

(4) 保険対象リフォームの施工部分の瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害

(5) 保険対象リフォームの施工部分の瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失もしくはき損または保険付保住宅その他財物の使用の阻害

(6) 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)

(7) 当社もしくは被保険者が不適当であることを指摘したにもかかわらずリフォーム発注者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または被保険者もしくは被保険者の下請業者以外の者にリフォーム発注者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

(8) 工事完了確認日以降に行われた保険付保住宅の増築・改築・補修(第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険事故における補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵

(9) 工事完了確認日以降に行われた保険付保住宅の補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延

(10) 保険対象リフォームにかかる工事請負契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由

(11) 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象

- (12) 保険対象リフォームに伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合（被保険者による施工または組み立て上の瑕疵による場合は除きます。）
- (13) 保険事故によらずに生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の発注者が意図した効能または性能の不発揮
- 3 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」といいます。）が生じた場合は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。）に対しては保険金を払いません。
- 4 当社は、次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた損害を含みます。）については、保険金を支払いません。
- (1) 戦争（宣戦の前後および開戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性
- (3) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 5 当社は、被保険者とリフォーム発注者との間の約定により、被保険者が当会社所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、当該超える範囲により生じた責任については、保険金を支払いません。

（保険責任の始期および終期）

- 第6条 保険期間は、その初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に終わります。
- 2 前項の保険期間は、原則として次の各号に掲げる期間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。
- (1) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号および第2号の事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として5年間（ただし、損害が同項第3号の事由に起因する場合には1年間）
- (2) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第3号の事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として1年間
- 3 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 4 当社は、保険事故がリフォーム発注者または被保険者により第1項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険責任が始まった後であっても、当社は、当該保険付保住宅についての保険料領収前に発見された保険事故による損害については、保険金を支払いません。

（告知義務）

- 第7条 当社は、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって保険契約申込書およびその添付書類の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険金を支払いません。
- 2 前項の規定は次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故の発生前に、保険契約申込書およびその添付書類の記載事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認める場合
- (3) 当会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた、または重大な過失によってこれらを知らなかった場合
- (4) 保険契約者が別に定める割増保険料を支払うことにより、契約内容の是正を行うことを当会社が認めた場合

#### (通知義務)

第8条 保険契約締結の後、次の場合において、保険契約者または被保険者は、変更の事実がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、またはそれらの契約が存在することを知ったとき。
  - (2) 前号の場合のほか、保険契約申込書または保険証券の記載事項を変更しようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき。
- 2 前項の手続きを怠った場合においては、当会社は、前項の変更の事実が発生したとき、または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから、当会社が前項の承認の裏書の請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1) 変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くないと当会社が認めた場合
  - (2) 前項の手続きを怠ったことについて、相当な理由が認められる場合で、保険契約者が別に定める割増保険料を支払い、契約内容の是正を行うことにより、前項の通知がなされていたものと当会社が認める場合

#### (当会社による調査に応じる義務)

第9条 当会社は、保険期間中いつでも、当会社による保険事故の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができ、保険契約者または被保険者はそれに応じなければなりません。

#### (保険金計算の特則)

第10条 当会社は、第8条（通知義務）第1項の手続きに該当しない場合で、保険金を支払う場合において、保険事故のあった保険対象リフォームにつき、既に領収した保険料が、相当の理由なく、所定の保険料に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減して支払うことができます。

#### (保険事故の発生)

第11条 保険契約者または被保険者は保険事故に該当すると思われる瑕疵の発見をしたときもしくは通知を受けたとき、または保険事故もしくは損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 次の事項をただちに書面で当会社に通知すること。
  - ①瑕疵を発見した日または保険事故を知った日もしくは損害の発生を知った日、保険

付保住宅のある場所、リフォーム発注者の名前ならびに瑕疵、保険事故および損害の状況

②被保険者以外の者が補修を行おうとするときは、その者の住所および氏名

③補修の内容および費用の見積額

- (2) 損害の発生または拡大を防止または軽減するため、緊急措置として必要かつ妥当な範囲において保険付保住宅の検査、補修その他適切な措置を講ずること。
  - (3) 保険事故または保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を予見し得る場合は、その旨について当会社に通知すること。
  - (4) 保険事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うこと。
  - (5) 瑕疵担保責任およびその額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
  - (6) 瑕疵担保責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、すみやかに書面により当会社に通知すること。
- 2 前項第1号の通知が、正当な理由なく第6条(保険責任の始期および終期)第1項の期間の終了後30日を過ぎてなされない場合には、当会社は保険金を支払いません。
  - 3 保険契約者または被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、次のとおり取扱います。
    - (1) 第1号および第6号の場合には、保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当会社が保険金支払いにかかる調査、審査または保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。
    - (2) 第2号の場合は、当該措置を講ずることによって防止または軽減できたと認められる額、第4号の場合は権利の保全または行使によって軽減できたと認められる額、第5号の場合は当会社が瑕疵担保責任がないと認めた額それぞれを控除して保険金を支払います。
    - (3) 第3号の場合は、保険金を支払いません。
  - 4 第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、本条各項の規定を次のとおり取扱います。
    - (1) 第1項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」と読み替えます。ただし、この場合、同項第1号②、③および第2号から第6号の規定については適用しません。
    - (2) 第3項の規定を次のとおり読み替えます。

「リフォーム発注者が正当な理由なく第1項第1号の義務に違反した場合、当会社は保険金を支払いません。ただし、通知を受けた時点で、当会社が保険金支払いにかかる調査、審査もしくは保険金の支払いを行うにあたり、差し障りがないと判断した場合にはこのかぎりではありません。」
  - 5 第1項第1号の通知を受けた場合、当会社は直ちに保険付保住宅における瑕疵の有無およびその範囲に関する現場調査を実施します。第1条(保険金を支払う場合)第2項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合で、この調査において、保険事故の存在が見込まれるときには、当会社はリフォーム発注者の行う補修事業者の選定、補修方法の検討について協力と助言を行い、選定された補修事業者と連携し、リフォーム発注者との間で速やかに補修の内容および費用の見積額に関する協議を行うものとしします。

(当会社による解決)

第12条 被保険者が、リフォーム発注者から補修または損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は被保険者に代り自己の費用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社が行う全ての要求に協力しな

ければなりません。

- 2 被保険者が、正当な理由なく前項の要求に協力しないときは、当社は、保険金を支払いません。

(保険金請求の手続き)

第 13 条 被保険者が、この保険契約によって保険金の支払いを受けようとするときは、損害が確定した日からその日を含めて 30 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその損害を証明する書類その他当社が必要と認める書類を提出しなければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が前項の書類の記載事項について、故意に当社に知っている事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき、その書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当社は保険金を支払いません。
- 3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」、第 2 項の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」とそれぞれ読み替えます。

(保険金の支払い)

第 14 条 当社は、被保険者が前条の手続をした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終了した後遅滞なく保険金を支払います。

- 2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約による填補責任額の前記合計額に対する割合によって損害を填補します。
- 3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、第 1 項の規定中「被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」と読み替えます。

(代位)

第 15 条 被保険者が他人に対し補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権または報酬返還請求権を有する場合において、当社が被保険者に保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

- 2 被保険者は、前項の規定により当社が取得した権利を行使するために必要な一切の書類を遅滞なく当社に提出しなくてはなりません。
- 3 第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づきリフォーム発注者に保険金を支払う場合には、前 2 項の規定中「被保険者」とあるのは「リフォーム発注者」と読み替えます。
- 4 当社は、第 1 項の規定に基づき取得する権利（前項の読み替えにより当社が取得する権利を含みます。）のうち、保険契約者、被保険者、保険対象リフォームの建設工事、設計、工事監理等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者（これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者に対する限り、これを行使しません。

(紛争処理)

第 16 条 当社は、住宅瑕疵担保履行法第 33 条第 1 項に規定する紛争のあつせん、調停

または仲裁（以下これらを総称して「紛争処理」といいます。）について、同項に規定する指定住宅紛争処理機関（以下「指定住宅紛争処理機関」といいます。）から当会社に意見照会のあったときは、意見を提出します。

- 2 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めるときは、利害関係人として紛争処理に参加します。
- 3 当社は、紛争処理において、指定紛争処理機関から当会社に意見照会があった場合には、成立した調停の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、当社は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

（直接請求に関する紛争処理）

第 16 条の 2 当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項の規定に基づく保険金請求に関する紛争処理において、当社が紛争処理の被申請人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。

（保険協会審査会）

第 16 条の 3 被保険者は、当社と締結した住宅リフォーム瑕疵担保責任保険契約の保険金支払いに関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会により設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

（リフォーム発注者への周知等）

第 17 条 被保険者は、リフォーム発注者に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合にリフォーム発注者が有する第 1 条（保険金を支払う場合）第 2 項に規定する保険金請求にかかる権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続き、紛争処理にかかる事項およびその他リフォーム発注者が留意すべき諸事項について、リフォーム発注者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとします。

- 2 被保険者は、当社から保険付保証明書の交付を受けた場合はリフォーム発注者に交付します。

（保険契約の無効）

第 18 条 法律上契約無効となる場合のほか、この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者、リフォーム発注者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには、この保険契約は無効とします。

（保険契約の変更または解除－保険契約者の申出による場合）

第 19 条 保険契約の締結後において、保険契約者は、リフォーム発注者の了解を得ない限りこの保険契約を変更または解除することができません。ただし、次の各号に該当し、当社が必要と認めた場合を除きます。

(1) 次に掲げる保険契約者および被保険者の氏名または名称等の変更

- ①法人における屋号の変更
- ②婚姻による改姓等における氏名の変更
- ③上記に準じる軽微な変更

(2) 保険契約者および被保険者の基本情報（住所、連絡先等をいいます。）の変更

(3) 他契約の有無に関する変更

(4) 相続または会社合併等の事由による包括承継ともなう保険契約者および被保険者の変更

(保険契約の解除－義務違反等による場合)

第 20 条 当社は、次の各号に掲げる場合には、この保険契約を解除することができます。

(1) 第 7 条 (告知義務) 第 1 項の場合で、同条第 2 項に該当せず、保険金が支払われない場合

(2) 第 8 条 (通知義務) 第 2 項の規定により保険金が支払われない場合

(解除の効力)

第 21 条 前 2 条の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還－無効の場合)

第 22 条 当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。

2 当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合は、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数 (保険開始日から、当社が無効の事実を知った日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。) を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、無効が当社の責に帰する事由によるときは保険料の全額を返還します。

(保険料の返還－解除の場合)

第 23 条 この保険契約の解除の場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、保険期間月数から既経過月数 (保険開始日から、解除の日までに経過した月数をいい、その月数が 1 ヶ月に満たない場合は 1 ヶ月と数えます。) を差引いた月数に相当する保険料を返還します。ただし、解除の日が、保険責任期間の初日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した額を返還します。

(訴訟の提起)

第 24 条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(約款の変更)

第 25 条 当社は、次の各号のいずれかの場合は、この約款を変更することができます。

(1) 変更が、保険契約者または被保険者の一般の利益に適合するとき

(2) 変更が保険契約を締結した目的に反せず、かつ、その必要性、変更後の内容の相当性およびその内容、その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき

(準拠法)

第 26 条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

## 附則

第1条 2020年3月31日以前に保険対象リフォームにかかる請負契約が締結された場合には、本約款の規定は次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条第1項(11)瑕疵担保責任に掲げる定義は、「被保険者がリフォーム発注者との、当会社所定の保証書による約定に基づき負担する民法(明治29年法律第89号)第634条第1項および同条第2項前段の担保の責任をいいます。」と読み替える。
- (2) 第3条第1項柱書の規定中、「次の費用または負担」とあるのは、「次の費用または損害賠償金」と読み替える。
- (3) 第3条第1項第1号ただし書は、「ただし、補修にかわり損害賠償金を支払う場合には、瑕疵担保責任に基づいて支出すべき損害賠償金(実際に補修を行った場合に要する直接費用を限度とし、損害賠償金の支払いによって代位取得するものがある場合はその価格を控除します。)とします。」と読み替える。
- (4) 第4条第1項、および同条第4項の各規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。
- (5) 第15条第1項の規定中、「補修請求権を含む追完請求権、損害賠償請求権、解除権、解除に伴う原状回復請求権または報酬返還請求権」とあるのは、「補修請求権または損害賠償請求権」と読み替える。

普(2)3-2004

(別表)

	イ	ロ
コンクリート工事	玄関土間、犬走り又はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根又は階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ又はたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁又は天井等のボード又は表装工事による部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき又はしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良又はがたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床又は天井等の左官、吹付け、石張又はタイル工事部分	モルタル、プラスター、しっくい又は石・タイル等の仕上部分若しくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損又は変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	著しい白化、白亜化、はがれ又は亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損又は排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事による部分	タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床又は天井裏等の断熱工事を行った部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床又は天井裏等の防露工事を行った部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり又は結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管又は配線の工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること
	コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事部分	配管の工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	蛇口、水栓又はトラップの取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	厨房又は衛生器具の取付工事を行った部分	破損、水漏れ、排水不良又は作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	排水不良又は水漏れが生じること

汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
	ガス栓の取付工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏又は床下の換気孔の設置工事を行った部分	脱落、破損又は作動不良が生じること

**小規模共同住宅に関する特約条項**  
**(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)**

(特約条項の付帯)

第1条 この特約条項は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）を付帯する保険契約において、保険付保住宅が小規模共同住宅である場合に適用されます。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 小規模共同住宅

共同住宅のうち、延床面積が500㎡未満かつ階数が3以下（地階を含みます。）のものをいいます。

(2) 住棟

共同住宅等において、複数の住戸から構成される保険付保住宅の一単位をいいます。

(限度額の適用単位)

第3条 普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第2項および第3項の限度額は、普通保険約款第3条（損害の範囲）第1項第1号から第3号までの費用について1住棟を単位として適用するものとします。

(普通保険約款等との関係)

第4条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約条項の規定を適用します。

特(2)2-1-2004

**故意・重過失損害担保特約条項**  
**(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)**

(保険金を支払う場合)

- 第1条 この特約条項を付帯された保険契約について、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合）第1項および第7条（告知義務）第1項のただし書きの規定により、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第2項に定める場合に該当するときは、被保険者または住宅事業関係者の故意または重大な過失に基づいて生じた事故による損害（以下「故意・重過失損害」といいます。）について、リフォーム発注者からの請求に基づき保険金を支払います。ただし、リフォーム発注者が、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第1項第1号の事由により生じた損害であることまたは普通保険約款第7条（告知義務）第1項の義務違反に該当するものであることという事実を知っていた場合はこのかぎりではありません。
- 2 前項において、当社が支払った保険金は被保険者に対して支払われたものとみなします。

(保険金支払限度額)

- 第2条 この特約に基づき支払う対象住宅あたりの保険金の額は、保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対して支払う保険金と合わせて保険証券記載の額を限度とします。

(保険金支払限度額の特則)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、故意・重過失損害に対して当社が支払いを受ける再保険金の額が削減される場合は、当社が支払うべき保険金の額について、その再保険金の額を限度とします。
- 2 前項の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当社は支払うべき保険金の一部を概算払いし、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(代位)

- 第4条 第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき保険金が支払われる場合は、普通保険約款第15条（代位）第4項の規定は適用しません。

(普通保険約款等との関係)

- 第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

## 基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項

(特約条項の適用)

第1条 この特約条項は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（用語の定義）第3号の保険対象リフォームに係る請負契約に以下の条件を満たす工事が含まれている場合に適用されます。

- (1) 基礎の新設を伴う増築工事（以下「基礎新設増築工事」といいます。）を含むこと。
- (2) 増築工事により新設される部分の用途に居住の用途が含まれていること。

(読み替え規定)

第2条 この特約条項が適用される保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第3号の規定中「保険対象リフォーム」とあるのは「保険対象リフォーム（基礎の新設を伴う増築工事を除きます。）」
- (2) 普通保険約款第2条（用語の定義）第3号の規定中「増築（基礎の新設を伴うものを除きます。）」とあるのは「増築」

(支払限度額)

第3条 普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第4項の規定に関わらず、この特約条項が適用される場合、普通保険約款第3条（損害の範囲）第1項第1号から第3号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第4条第1項から第3項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて、次の額を限度とします。

- (1) 基礎新設増築工事を行った部分の瑕疵に起因する場合 2,000万円
- (2) 前号以外の場合 100万円から1,000万円までの額のうち保険証券記載の額

(保険期間)

第4条 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）第2項の規定に関わらず、この特約条項が適用される場合の保険期間は、次の各号に掲げる期間とします。

- (1) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（基礎新設増築工事を行った部分の瑕疵に起因する場合に限り、）による場合  
工事完了確認日を保険開始日として10年間
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（基礎新設増築工事を行った部分の瑕疵に起因する場合を除きます。）による場合  
工事完了確認日を保険開始日として5年間（ただし、損害が同項第3号の事由に起因する場合には1年間）
- (3) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第3号の事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として1年間

(普通保険約款等との関係)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

## 附 則

第1条 2020年3月31日以前に保険付保住宅を新築する建設工事の請負契約または保険付保住宅の売買契約が締結された場合には、本特約条項の規定は次のとおり読み替えま

- す。
- (1) 第3条第1項の規定中、「損害賠償金等」とあるのは、「損害賠償金」と読み替える。

特(2)2-3-2004

## 保険期間の延長に関する特約条項 (住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)

(特約条項の適用)

第1条 この特約条項は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）を付帯する保険契約において、保険対象リフォームに保険期間延長リフォーム部分を含む場合に適用します。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において「保険期間延長リフォーム部分」とは、次のいずれかの保険対象リフォームを行った部分をいいます。

- (1) 勾配屋根の葺き替え（ただし、ルーフィングの張り替えを含むものに限りません。）
- (2) 陸屋根の防水層の張り替えまたは改修（ただし、既存防水層を撤去し新たにやり直すものまたは既存下地を残したまま施工することができる改修専用の工法に限りません。）
- (3) バルコニー防水層の張り替えまたは改修（ただし、既存防水層を撤去し新たにやり直すものまたは既存下地を残したまま施工することができる改修専用の工法に限りません。）
- (4) 外壁材の張替え（ただし、防水シートの張り替えを含むものに限りません。）
- (5) 外壁仕上塗材の塗り替え（ただし、下地がALC又はコンクリートの場合に限りません。）
- (6) 構造耐力上主要な部分にかかる工事（基礎の新設を伴う増築工事（以下「基礎新設増築工事」といいます。）にかかる工事を除きます。）

(保険期間)

第3条 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）第2項の規定にかかわらず、この特約条項が適用される場合の保険期間は、次の各号に掲げる期間とします。

- (1) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（保険期間延長リフォーム部分の瑕疵に起因する場合に限りません。）による場合  
工事完了確認日を保険開始日として10年間
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（保険期間延長リフォーム部分の瑕疵に起因する場合を除きます。）の場合  
工事完了確認日を保険開始日として5年間（ただし、損害が同項第3号の事由に起因する場合には1年間）
- (3) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第3号の事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として1年間

(基礎新設増築特約が付帯された場合の保険期間)

第4条 この特約条項のほか、「基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項」（以下「基礎新設増築特約」といいます。）が合わせて付帯されている保険契約については、基礎新設増築特約第4条（保険期間）第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険期間を適用します。

- (1) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（基礎新設増築工事を行った部分の瑕疵に起因する場合および保険期間延長リフォーム部分の瑕疵に起因する場合に限りません。）による場合  
工事完了確認日を保険開始日として10年間

- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号または第2号の事由（基礎新設増築工事を行った部分の瑕疵に起因する場合および保険期間延長リフォーム部分の瑕疵に起因する場合を除きます。）による場合  
工事完了確認日を保険開始日として5年間（ただし、損害が同項第3号の事由に起因する場合には1年間）
- (3) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）第1項第3号の事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として1年間

（普通保険約款等との関係）

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

特(2)2-4-2004

**元請負人等を保険契約者とする保険契約に関する特約条項**  
**(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)**

(特約条項の適用)

第 1 条 この特約条項は、増築、改築もしくは改修工事を他の者から請負った者であって、他の工事事業者との間で締結される請負契約において発注者となるものが保険契約者となる場合に適用します。

(被保険者への周知等)

第 2 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 17 条（リフォーム発注者への周知等）の規定にかかわらず、保険契約者は被保険者に対して、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項に規定する保険金請求に係る権利、その権利に従って保険金請求を行う場合の手続き、およびその他被保険者が留意すべき諸事項について、被保険者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとします。

(普通保険約款等との関係)

第 3 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

特(2)2-5-2004

## 基本構造部分複合担保特約条項 (住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)

(特約条項の適用)

第 1 条 この特約条項は、保険付保住宅のリフォーム工事請負契約に基づく基本構造部分全体の検査（被保険者が行う保険付保住宅の基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能に関する検査をいいます。）を行い、保険付保住宅の基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を充足することを約定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

(保険金を支払う場合)

第 2 条 当社は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項の各号に規定する事由のほか、この特約条項に従い、保険付保住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）、被保険者がリフォーム発注者に対し瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害（以下「損害」といいます。）について保険金を支払います。

(用語の定義)

第 3 条 この特約条項において、「基本構造部分」とは構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分をいいます。

(支払限度額)

第 4 条 この特約条項が付帯され、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯されない保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項の規定に関わらず、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

2 この特約条項が付帯され、かつ、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯される保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項および基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項第 3 条（支払限度額）第 2 号の規定に関わらず、基礎の新設を伴う増築工事を行った部分の瑕疵に起因しない場合の普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(保険責任の始期および終期)

第 5 条 この特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により、保険付保住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない事由が生じた場合の普通保険約款第 6 条第 1 項に規定する保険期間は、工事完了確認日を保険開始日として5年間とします。

(読み替え規定)

第 6 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは、「第 1 条（保険金を支払う場合）および基本構造部分複合担保特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により」と、「施工部分以外の部分の滅失またはき損を補修するため

の直接費用を含みます。」とあるのは、「施工部分以外の部分もしくは基本構造部分の瑕疵に起因する、保険付保住宅の基本構造部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の基本構造部分のうち保険対象リフォームの施工部分以外の部分は基本的な耐力性能または防水性能を回復するために要する費用を限度とし、」と、普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第1項の規定中「保険対象リフォームにつき」とあるのは、「1 保険付保住宅につき」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第4号または第5号の規定中、「保険対象リフォームの施工部分の瑕疵」とあるのは「保険対象リフォームの施工部分もしくは基本構造部分の瑕疵」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第8号の規定中「第1条（保険金を支払う場合）に規定する」とあるのは「第1条（保険金を支払う場合）および基本構造部分複合担保特約条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する」と、第10条（保険金計算の特則）の規定中「保険対象リフォーム」とあるのは「保険付保住宅」と読み替えて適用します。

（普通保険約款等との関係）

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 附 則

第1条 2020年3月31日以前に保険付保住宅を新築する建設工事の請負契約または保険付保住宅の売買契約が締結された場合には、本特約条項の規定は次のとおり読み替えます。

- (1) 第4条第1項および同条第2項の規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。

特(2)2-6-2004

## 構造耐力上主要な部分複合担保特約条項 (住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)

(特約条項の適用)

第 1 条 この特約条項は、保険付保住宅のリフォーム工事請負契約に基づく構造耐力上主要な部分全体の検査（被保険者が行う保険付保住宅の構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能に関する検査をいいます。）を行い、保険付保住宅の構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能を充足することを約定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

(保険金を支払う場合)

第 2 条 当社は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項の各号に規定する事由のほか、この特約条項に従い、保険付保住宅の構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）、被保険者がリフォーム発注者に対し瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害（以下「損害」といいます。）について保険金を支払います。

(支払限度額)

第 3 条 この特約条項が付帯され、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯されない保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項の規定に関わらず、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

2 この特約条項が付帯され、かつ、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯される保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項および基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項第 3 条（支払限度額）第 1 項第 2 号の規定に関わらず、基礎の新設を伴う増築工事を行った部分の瑕疵に起因しない場合の普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(保険責任の始期および終期)

第 4 条 この特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により、保険付保住宅の構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能を満たさない事由が生じた場合の普通保険約款第 6 条第 1 項に規定する保険期間は、工事完了確認日を保険開始日として5年間とします。

(読み替え規定)

第 5 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは、「第 1 条（保険金を支払う場合）および構造耐力上主要な部分複合担保特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により」と、「施工部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。」とあるのは、「施工部分以外の部分もしくは構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因する、保険付保住宅の構造耐力上主要な部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の構造耐力上主要な部分のうち保険対象リフォームの施工部分以外の部分は基本的な耐力性能を回復する

ために要する費用を限度とし、」と、普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第1項の規定中「保険対象リフォームにつき」とあるのは、「1 保険付保住宅につき」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第4号または第5号の規定中、「保険対象リフォームの施工部分の瑕疵」とあるのは「保険対象リフォームの施工部分もしくは構造耐力上主要な部分の瑕疵」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第8号の規定中「第1条（保険金を支払う場合）に規定する」とあるのは「第1条（保険金を支払う場合）および構造耐力上主要な部分複合担保特約条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する」と、第10条（保険金計算の特則）の規定中「保険対象リフォーム」とあるのは「保険付保住宅」と読み替えて適用します。

（普通保険約款等との関係）

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 附 則

第1条 2020年3月31日以前に保険付保住宅を新築する建設工事の請負契約または保険付保住宅の売買契約が締結された場合には、本特約条項の規定は次のとおり読み替えます。

(1) 第3条第1項および同条第2項の規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。

特(2)2-7-2004

## 雨水の浸入を防止する部分複合担保特約条項 (住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用)

### (特約条項の適用)

第 1 条 この特約条項は、保険付保住宅のリフォーム工事請負契約に基づく雨水の浸入を防止する部分全体の検査（被保険者が行う保険付保住宅の雨水の浸入を防止する部分の基本的な防水性能に関する検査をいいます。）を行い、保険付保住宅の雨水の浸入を防止する部分の基本的な防水性能を充足することを約定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

### (保険金を支払う場合)

第 2 条 当社は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項の各号に規定する事由のほか、この特約条項に従い、保険付保住宅の雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が雨水の浸入を防止する部分の基本的な防水性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）、被保険者がリフォーム発注者に対し瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害（以下「損害」といいます。）について保険金を支払います。

### (支払限度額)

第 3 条 この特約条項が付帯され、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯されない保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項の規定に関わらず、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

2 この特約条項が付帯され、かつ、基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項が付帯される保険契約においては、普通保険約款第 4 条（保険金の支払方法および支払限度額）第 4 項および基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項第 3 条（支払限度額）第 2 号の規定に関わらず、基礎の新設を伴う増築工事を行った部分の瑕疵に起因しない場合の普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項第 1 号から第 3 号までの費用または損害賠償金等について普通保険約款第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき支払う保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

### (保険責任の始期および終期)

第 4 条 この特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により、保険付保住宅の雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が雨水の浸入を防止する部分の基本的な防水性能を満たさない事由が生じた場合の普通保険約款第 6 条第 1 項に規定する保険期間は、工事完了確認日を保険開始日として 5 年間とします。

### (読み替え規定)

第 5 条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第 3 条（損害の範囲）第 1 項の規定中「第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により」とあるのは、「第 1 条（保険金を支払う場合）および雨水の浸入を防止する部分複合担保特約条項第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により」と、「施工部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。」とあるのは、「施工部分以外の部分もしくは雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因する、保険付保住宅の雨水の浸入を防止する部分以外の部分の滅失またはき損を補修するための直接費用を含みます。保険付保住宅の雨

水の浸入を防止する部分のうち保険対象リフォームの施工部分以外の部分は基本的な防水性能を回復するために要する費用を限度とし、」と、普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第1項の規定中「保険対象リフォームにつき」とあるのは、「1 保険付保住宅につき」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第4号または第5号の規定中、「保険対象リフォームの施工部分の瑕疵」とあるのは「保険対象リフォームの施工部分もしくは雨水の浸入を防止する部分の瑕疵」と、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合）第2項第8号の規定中「第1条（保険金を支払う場合）に規定する」とあるのは「第1条（保険金を支払う場合）および雨水の浸入を防止する部分複合担保特約条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する」と、第10条（保険金計算の特則）の規定中「保険対象リフォーム」とあるのは「保険付保住宅」と読み替えて適用します。

（普通保険約款等との関係）

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

## 附 則

第1条 2020年3月31日以前に保険付保住宅を新築する建設工事の請負契約または保険付保住宅の売買契約が締結された場合には、本特約条項の規定は次のとおり読み替えま

す。

(1) 第3条第1項および同条第2項の規定中、「損害賠償金等」とあるのは、いずれも「損害賠償金」と読み替える。

特(2)2-8-2004

## 保険対象リフォーム限定タイプに関する特約条項（2年タイプ）

（特約条項の適用）

第1条 この特約条項は、保険証券に記載された保険付保住宅の保険対象リフォームを限定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

（用語の定義）

第2条 この特約条項が付帯された保険契約において、次に掲げる用語は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、次に掲げる定義に従います。

保険対象リフォーム

この保険契約の対象として保険証券に記載された保険付保住宅（保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。）の改築または補修工事のうち、住宅設備機器の設置工事及び当該住宅設備機器の設置に関する内装設備工事をいいます。

（読替え規定）

第3条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読替えて適用します。

- (1) 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）第2項を次のとおり読替えます。  
「前項の保険期間は、原則として工事完了確認日を保険開始日として2年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。」

（普通保険約款等との関係）

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

特(2)2-9-2004

## 保険対象リフォーム限定タイプに関する特約条項（5年タイプ）

（特約条項の適用）

第1条 この特約条項は、保険証券に記載された保険付保住宅の保険対象リフォームを限定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

（用語の定義）

第2条 この特約条項が付帯された保険契約において、次に掲げる用語は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、次に掲げる定義に従います。

保険対象リフォーム

この保険契約の対象として保険証券に記載された保険付保住宅（保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。）の改築または補修工事のうち、住宅設備機器の設置工事及び当該住宅設備機器の設置に関する内装設備工事をいいます。

（読替え規定）

第3条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読替えて適用します。

- (1) 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）第2項を次のとおり読替えます。  
「前項の保険期間は、原則として工事完了確認日を保険開始日として5年間とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合にはこの限りではありません。」

（普通保険約款等との関係）

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

特(2)2-10-2004

## 保険料の口座振替に関する特約条項 (住宅リフォーム用)

### (保険料領収の方法)

第1条 この特約条項が付帯された保険契約において、保険料の領収は、当社が定めた指定期日（以下「保険料振替日」といいます。）に保険契約者が指定する保険料引落としを行う口座（以下「指定口座」といいます。）から当社に振替えることによって行うものとします。ただし、当社がその他の払込み方法によって払込むことを承認している場合はこの限りではありません。

### (保険料の払込み)

- 第2条 保険契約者は、保険料振替日の前日までに指定口座に振替予定額以上の残高を預け入れておくこととします。
- 2 保険料振替日が金融機関の休業日に該当し、指定口座から口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は保険料振替日に払込みがあったものとみなします。
  - 3 指定口座からの振替は保険申込みを行った月の翌月の保険料振替日に、保険料の全額を一括して行うものとします。ただし、当社がその他の払込み方法によって払込むことを承認している場合はこの限りではありません。
  - 4 前項の振替が残高不足等の事由により不能となった場合には、前項の保険料振替日の翌月の保険料振替日に振替を行うものとし、その振替についても不能であった場合には、保険契約者は当社の指定する期日までに保険料を当社の指定する口座に振込みによって払込まなければなりません。

### (保険契約の締結と効力)

- 第3条 前2条の規定に基づく口座振替による保険料の領収が正当に完了したことが確認できない場合には、当社は、保険責任が始まった後であったとしても、当該保険付保住宅において保険料領収前に発見された事故による損害については、保険金を支払いません。
- 2 保険契約の締結に必要となる当社所定の書面等の提出が正しく完了（前条第4項においては指定する期日までの振込みが完了している状態をいいます。）している場合には、前項の規定にかかわらず保険金を支払います。
  - 3 被保険者が、保険料の払込みの前に保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。

### (保険料不払いによる解除)

- 第4条 当社は、第2条（保険料の払込み）第4項の規定においても保険料の払込みがなされない場合には、この保険契約を解除することができます。
- 2 前項により解除を行う場合、解除の効力は保険期間の初日から将来に向かって生じます。

### (普通保険約款等との関係)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびに付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

## 包括保険契約特約条項

### (用語の定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 保険加入申込通知書

保険契約者が包括保険契約の締結後、保険加入申込みをしようとする保険対象リフォーム等を通知する書類

(2) 加入者証

この保険契約の対象となる保険内容のうち、被保険者に関する事項を記載した当社が発行する書類

(3) 保険付保証明書

この保険契約の対象となる保険内容のうち、リフォーム発注者に関する事項を記載した当社が発行する書類

### (読替え規定)

第2条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読替えて適用します。

(1) 普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)第1項の規定中「保険証券」とあるのは「保険証券または加入者証」(以下、普通保険約款及びこの保険契約に適用される他の特約条項において同じ。)

(2) 普通保険約款第2条(用語の定義)第4号の規定中「工事完了日確認書」とあるのは「工事完了日確認書または保険加入申込通知書」

(3) 普通保険約款第7条(告知義務)第1項の規定中「保険契約申込書」とあるのは「包括保険契約申込書または保険加入申込通知書」(以下、普通保険約款及びこの保険契約に適用される他の特約条項において同じ。)

(4) 普通保険約款第19条(保険契約の変更または解除—保険契約者の申出による場合)第1項の規定中「保険契約の締結後」とあるのは「保険加入申込通知に対する加入者証発行後」と、「この保険契約」とあるのは「この保険加入申込通知」と、「リフォーム発注者」とあるのは「被保険者及びリフォーム発注者」

### (保険対象リフォーム等の通知)

第3条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第8条(通知義務)の規定のほか、保険契約者は、保険契約者の営業日の毎日、営業終了時間までに、その日に保険加入申込みをしようとする保険対象リフォーム、リフォーム発注者の氏名、被保険者の氏名及びその他当社が定める事項について、当社が定める方法により通知するものとする。

2 保険契約者は、加入者証を発行しようとする保険対象リフォームの工事完了確認日及びその他当社で定める事項について、加入者証の発行申請として取りまとめ、当社で定める方法により通知するものとする。

### (保険料)

第4条 保険契約者は、前条第1項に基づき通知する保険加入申込みの効力発生以前(ただし、保険料の口座振替に関する特約条項が付帯される場合はこの限りでない。)に、当社が被保険者に設定した保険期間に相当する保険料を当社に払い込まなければならない。

- 2 当社は、普通保険約款第 19 条（保険契約の変更または解除－保険契約者の申出による場合）の規定のほか、被保険者が何らかの事由により前項の払込をした後に第 7 条に規定する保険加入申込通知の変更または取下げの申出があり、かつ、当該申出が加入者証発行前のときは、当社の定めるところに従い保険契約者に保険料を返金する。
- 3 当社が加入者証を発行した以降は、普通保険約款に従う場合を除き、いかなる場合であっても当社は保険料を返金しない。

（加入者証及び保険付保証明書の発行と引き渡し）

- 第 5 条 当社は、第 3 条第 2 項に規定する加入者証の発行申請の通知を受領したときは、保険契約者に加入者証及び保険付保証明書を発行しなければならない。
- 2 保険契約者は、前項の加入者証及び保険付保証明書を受領したときは、被保険者に加入者証及び保険付保証明書を引き渡さなければならない。
  - 3 被保険者は、前項の加入者証及び保険付保証明書を受領したときは、リフォーム発注者に保険付保証明書を引き渡さなければならない。

（被保険者への周知等）

- 第 6 条 保険契約者は被保険者に対して、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）第 1 項に規定する保険金請求に係る権利、その権利に従って保険金請求を行う場合の手続き、およびその他被保険者が留意すべき諸事項について、被保険者への周知を行い、保険契約の概要を記載した書面を交付することとする。

（保険加入申込通知の変更または取下げ－保険契約者の申出による場合）

- 第 7 条 保険加入申込通知後において、保険契約者は、被保険者の了解を得ない限り保険加入申込通知を変更または取下げすることができません。

（普通保険約款等との関係）

- 第 8 条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

特(2)2-12-2004

## 保険対象リフォーム限定タイプに関する特約条項

(外壁および屋根の塗装工事限定タイプ)

(特約条項の適用)

第1条 この特約条項は、保険証券に記載された保険付保住宅の保険対象リフォームを限定してリフォーム工事を行う場合に適用します。

(保険金を支払う場合)

第2条 この特約条項が付帯された保険契約は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかわらず、被保険者が保険対象リフォームを行った部分の瑕疵に起因して、普通保険約款別表の「イ。」の欄に掲げる塗装仕上の工事による部分が、同表の「ロ。」の欄の事象を生ずるなど、保険対象リフォームを行った部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合に、被保険者がリフォーム発注者に対し瑕疵担保責任を負担することによって生じる損害について保険金を支払います。

(用語の定義)

第3条 この特約条項が付帯された保険契約において、次に掲げる用語は、普通保険約款第2条（用語の定義）の規定にかかわらず、次に掲げる定義に従います。

保険対象リフォーム

この保険契約の対象として保険証券に記載された保険付保住宅（保険付保住宅本体と直接的に接続された付属設備を含みます。）の改築または補修工事のうち、外壁および屋根の塗装工事をいいます。

(読替え規定)

第4条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款各条の規定を次のとおり読替えて適用します。

(1) 普通保険約款第4条（保険金の支払方法および支払限度額）第1項第一号を次のとおり読替えます。

「前条第1項第1号の費用または損害賠償金等の合計額から免責金額の5万円を控除した残額」

(2) 普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）第2項を次のとおり読替えます。

「前項の保険期間は、原則として工事完了確認日を保険開始日として1年間とします。」

(普通保険約款等との関係)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款及び付帯されるその他の特約条項の規定を準用します。

特 68(2) - 2206